平成２１年（フ）第５０４号
長崎県長崎市石神町41番11―202号、旧住所長崎県長崎市辻町23番３号
債務者　下村　文子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６９７号
長崎県長崎市香焼町2001番地74
債務者　岡田　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２号
秋田市飯島鼠田１丁目10番６号　ボーデングハウス飯島115号
債務者　吉田　　仁
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５号
秋田市河辺戸島字七曲台40番地８
債務者　熊谷　哲男
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７６６号
岐阜県瑞穂市穂積1611番地８
債務者　土本　文男
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７６７号
岐阜県瑞穂市穂積1611番地８
債務者　土本スヱ子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７６８号
岐阜市加納沓井町15番地２
債務者　澤田　康男
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８２６号
岐阜市大洞桜台１丁目１番地市営住宅大洞緑団地３号棟0317号室
債務者　藤井　徳枝
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８９４号
岐阜市富沢町３番地
債務者　遠山　秀洋
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２号
山口県宇部市大字東岐波3819番地11
債務者　亀井　聡子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１６０号
群馬県桐生市相生町３丁目199番地の２　相生パークハイツ207
債務者　岩﨑　秀樹
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第５号
群馬県桐生市広沢町４丁目2405番地の10
債務者　山藤　靖子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第３１２号
三重県津市久居元町2005番地５
債務者　早川　　健
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３１５号
三重県津市大谷町118番地　メゾン大谷２棟233号、前住所三重県亀山市天神１丁目１番６号
債務者　竹内　裕子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３２９号
三重県津市江戸橋２丁目59番地　県営住宅江戸橋団地Ｒ４―204号
債務者　矢倉　恒子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３５０号
三重県鈴鹿市東旭が丘６丁目10番10号　フレアＦ
債務者　千葉　理恵
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１６１４号
神戸市東灘区深江北町２丁目９番４号　エレガント北町304号
債務者　畑　　夏樹
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７９９号
神戸市須磨区堀池町２丁目１番17号
債務者　西尾　清美（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部